

# 令和4年 第7回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第7回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年8月3日 午前9時57分～午前10時42分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 0名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	議案第1号	美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)		
日程第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)		
日程第6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)		
日程第7	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)		
日程第8	議案第5号	農用地利用集積計画(案)について(令和4年8月8日公告予定分)		
日程第9	議案第6号	事業計画変更申請の承認について		
7 事 務 局	事務局長 栗原行可 係長 佐藤 衡一 主事 餌取歩巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 おはようございます。定刻前でございますけども全員お揃いでございますので、只今から、令和4年第7回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

ご着席ください。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 おはようございます。まずは先月の16日ですね。川崎前会長の産業貢献賞の受賞祝賀会、皆様のご協力のもと、無事、盛大のうちに終わることが出来ました。誠にありがとうございます。さて8月に入ってですね、もう秋まき小麦の収穫がほぼ終了しているのかなと思っております。これから春まき小麦の収穫、または、馬鈴薯の収穫などが始まってくるかと思っておりますけども、この後、総会終了後ですね、専務のほうから、ちょっと報告していただきたいと思っております。今回はですね、第1班の方で現地確認して頂いて大変ありがとうございます。今月の12日に農地パトロールを控えておりますので、その件についても、この後、協議していくと思っております。その辺、また宜しくお願い致します。これから大変また忙しくなるかと思っておりますけども、皆さんどうか、コロナ、または作業事故に気を付けて頂いて収穫の秋を迎えていただきたいと思っております。短い挨拶ではございますけども挨拶といたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【無しの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、谷口委員、11番、打田委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
 1番、令和4年7月1日、令和4年第6回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
 2番、7月12日、開催当番町として美瑛町が当番となり、上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会会議が開催され、会長が出席しております。  
 3番、7月16日、川崎章道様の北海道産業貢献賞受賞祝賀会が開催され、発起人代表の会長の外、13委員が出席しております。以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、議案第1号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
- 議長 長 議案第1号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第1号でございます。議案ページ1ページになります。美瑛町農業振興地域整備計画に係る農業地域の変更について除外でございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので審議をお願い致します。  
 それでは番号1番でございます。字名■■■■、地番■■■■のうちの面積が36㎡となっております。登記簿現況ともに畑。所有者、■■■■、■■■■さん。申出者は、■■■■、■■■■さんとなっております。除外の目的は、電気通信事業の携帯電話5G用に供する施設建設のための除外となります。許可理由といたしましては、農地法施行規則の第15条の1第9項、それから農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の④及び2の(1)の④、それから第19の3の(1)に基づくものとなります。以上で説明を終わります

- 議 長 議案第1号、番号1番の件について、現地調査の結果を、  
班長よりお願いいたします。
- 班長 はい、ただいま事務局によります説明のとおりでございます。  
公共の電波塔ということでもありますので、何ら問題ないか  
と思っておりますので、審議のほど宜しくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
それでは、議案第1号、番号1番の件について、質疑に入  
ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。  
議案第1号、番号1番の件を、原案どおり決定することに賛  
成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第1号、番号2番の件について、事務局から説  
明をお願いします。
- 事務局 はい、番号2番になります。字名、番地。  
面積計 15,050 m<sup>2</sup>。登記簿、畑、現況山林でございます。所有  
者及び申請者につきましては、  
さんでございます。除外の目的は、もう10年以上前  
から、もう畑としては使用しておらず、現況等を考慮しての除  
外となります。許可の理由としては国が示したガイドラインに  
基づくものとなっております。以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第1号、番号2番の件について、現地調査の結果を、  
班長よりお願いいたします。
- 班長 はい。こちら第1班で今日の朝見てまいりました。事務局  
の説明のとおりでございます。現地もですね、もう山林状態に  
なっております。今後、要は農地は難しいのかなと考えており  
ます。審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
それでは、議案第1号、番号2番の件について、質疑に入  
ります。発言のある方は、挙手願います。

## 【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号2番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番については、[ ]委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、[ ]委員の退席をお願いいたします。

## ([ ]委員退席)

- 議 長 議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、[ ]さんから、譲受人、[ ]さんの外3件の許可の可否について審議を求めるものでございます。

なお4案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等みても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。

それでは番号1番でございます。土地表示、字名[ ]、地番[ ]、外2筆、面積計443.11㎡につきましては、譲渡人、[ ]さんから、譲受人、[ ]さんへの売買による所有権移転申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から[ ]に約[ ]kmの箇所でございます。権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願います、とのことでございます。価格は35,000円で10a当り79,000円になり、詳細につきましては、議案2ページをご確認ください。以上で終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員が利害関係であるため、隣接地区担当委員であります、[ ]委員から補足説明をお願いいたします。

○**委員** はい、ただいま事務局の説明のあったとおりです。**委員**さんの離農に伴う売買で、この後、集積のほうで付随している、この土地なんですけど、農振除外のため、3条という形になりました。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 ありがとうございました。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 **委員**の入場を認めます。

(**委員**入場)

○議 長 **委員**にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番でございます。土地表示、字名**委員**、地番**委員**、1筆、面積、102㎡につきましては、譲渡人、**委員**さんから、譲受人、**委員**さんへの売買による所有権移転申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から**委員**に**委員**kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願います、ということでございます。価格は、9,000円で10a当り88,000円となります。詳細につきましては、議案3ページをご確認ください。以上で終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、**委員**委員から補足説明をお願いいたします。

○**委員** はい。ただいま事務局からの説明のとおりで、**委員**さんの離農に伴う土地売買です。この土地は農振に入っておらず、

3条の扱いとなります。よろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号3番でございます。土地表示、字名■■■■、地番■■■■、外3筆、面積計3,388㎡につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■キロの箇所で権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、上記理由により、承認願います、とのことでございます。価格は270,000円で10a当り80,000円となります。詳細につきましては議案4ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

- 委員 はい、事務局の説明のとおりです。先ほどと同じように、農振に入っておらず、3条の扱いとしております。よろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定するこ

とに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号4番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号4番、土地表示、字名■■■■、地番■■■■、外1筆、面積計3,176㎡につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による、所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は、上記理由により承認願います、ということでございます。詳細につきましては、議案5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい、事務局の説明のとおりです。以前に土地売買された土地の隣接する土地になります。当時、残っていた土地を今回、贈与という形で処分したいということです。よろしく願います。
- 議 長 ありがとうございました。  
これより議案第2号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

**【なしの声】**

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。  
議案第3号、番号1番については、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する



法律第24条の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたします。

(■■■■委員退席)

○議長 議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請のありました使用貸借についてでございます。後ほど第3条の規定による農地の賃貸借設定申請のあった、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さんの1件の許可についての可否について審議を求めます。

なお、議案第3号で審議いただく、1案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

それでは番号1番でございます。土地表示、字名■■■■、地番■■■■、外4筆、面積計5,345㎡につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの使用貸借権の設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■キロの箇所で、使用貸借の理由といたしまして、貸主は地域の担い手である借主へ使用貸借したい。借主は自己の営農を確立するため使用貸借したい、とのことでございます。その他詳細につきましては議案6ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員が利害関係であるため、隣接地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。離農に伴う賃貸で、この土地は■■■■さんの住宅地周りにあり、使用されている土地もありますが遊閑地の活用ということで、賃貸するものです。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。  
これより、議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 ■■■委員の入場を認めます。  
(■■■委員入場)
- 議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 次に日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題といたします。  
議案第4号、番号1番については、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■委員の退席をお願いいたします。  
(■■■委員退席)
- 議 長 議案第4号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、それでは議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。農地法第5条の規定による転用許可申請のありました貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。  
番号1番、字名■■■■、地番■■■■の内地番、1筆、うち面積が1,642㎡となります。地目は登記簿現況ともに畑となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約■■■kmの箇所で、土地所有者は、■■■■さんで、転用計画書の■■■■さんによる農業用倉庫及び通路等の造成のための使用貸借権の設定の転用許可申請となっております。申請地は町が定める農振農用地、農業振興地域整備計画において指定されております、農振内の農用地区域内でございますけれども、現在、農林課において現在施設用地への変更申請手続中となっております。農地法第5条第2項の規定による転用であり転用はやむを得ないものと認められます。詳細につきましては、議案7ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員が利害関係であるため、全地域委員であります、■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。今回、建設予定の倉庫とですね、今既存のハウスの間  
が作業用通路ということで、住宅もそばにありまして通路も結  
構広くあるほうが良いような状況かなというふうに思ってお  
ります。特に問題はないと思いますので審議よろしくお願いい  
たします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。  
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定するこ  
とに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■■委員の入場を認めます。

(■■■■委員入場)

○議 長 ■■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定さ  
れましたことをお知らせいたします。

○議 長 次に、日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画、案につ  
いて、令和4年8月8日公告予定分の件を議題とします。  
議案第5号、番号1番については、■■■■委員が直接の利  
害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する  
法律第24条の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたしま  
す。

(■■■■委員退席)

○議 長 議案第5号、番号1番の件について、事務局から説明をお願  
いします。

○事務局 議案第5号農用地利用集積計画、案について、令和4年第7  
回令和4年8月8日公告予定分

■■■■さん外11件、改善組合承認済み、から利用権の設  
定等、所有権の移転11件、賃貸1件、について、申し出があ  
りましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。番号1番につきましては、離農に伴う売買です。

番号1番 [ ]、[ ]さんから、[ ]、[ ]さんへの売買、田1筆、畑13筆、計44,952㎡。3,596,000円で10aあたり田80,000円、畑80,000円です。

以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第5号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 [ ]委員の入場を認めます。

( [ ]委員入場)

- 議 長 [ ]委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

- 議 長 続いて、議案第5号、番号2番から番号12番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。

- 事務局 番号2番から番号5番につきましても、離農に伴う売買です。

番号2番、[ ]、[ ]さんから、[ ]、[ ]さんへの売買、田6筆、畑3筆、計20,965㎡。1,887,000円で10aあたり田90,000円、畑90,000円です。

番号3番、[ ]、[ ]さんから、[ ]、[ ]さんへの売買、田1筆、畑2筆、計18,894㎡。1,700,000円で10aあたり田90,000円、畑90,000円です。

番号4番、[ ]、[ ]さんから、[ ]、[ ]さんへの売買、田2筆、畑2筆、計32,543㎡。2,929,000円で10aあたり田90,000円、畑90,000円です。

番号 5 番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]、[redacted]さんへの売買、田 1 筆、畑 6 筆、計 55,220 m<sup>2</sup>。4,418,000 円で 10 a あたり田 80,000 円、畑 80,000 円です。

番号 6 番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号 6 番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]、[redacted]さんへの売買、田 2 筆、畑 2 筆、計 15,815 m<sup>2</sup>。1,095,000 円で 10 a あたり田 69,200 円、畑 69,200 円です。

番号 7 番につきましては、経営地の集約に伴う売買です。

番号 7 番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]、[redacted]さんへの売買、田 5 筆、畑 4 筆、計 18,816 m<sup>2</sup>。1,600,000 円で 10 a あたり田 85,000 円、畑 85,000 円です。

番号 8 番から番号 11 番につきましては、北海道農業公社の買入です。

番号 8 番、[redacted]、[redacted]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑 1 筆、10,550 m<sup>2</sup>。1,055,000 円で 10 a あたり 100,000 円です。

番号 9 番、[redacted]、[redacted]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑 23 筆、197,539 m<sup>2</sup>。19,484,000 円で 10 a あたり 98,600 円です。

番号 10 番、[redacted]、[redacted]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑 3 筆、85,224 m<sup>2</sup>。8,109,000 円で 10 a あたり 95,100 円です。

番号 11 番、[redacted]、[redacted]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、田 5 筆、畑 63 筆、計 442,697 m<sup>2</sup>。79,685,000 円で 10 a あたり田 180,000 円、畑 180,000 円です。なお、こちらの案件については前回の総会で買入協議の要請について審議を行っており、その際は田 5 筆、畑 64 筆となっておりますが、そのうち畑 1 筆について、農振の編入手続きが間に合わなかったため、今回の売買では除外しております。除外された 1 筆については次回以降の総会で農地法第 3 条によって [redacted] へ売買される予定です。

番号 12 番につきましては、公社の事業を利用するまでの賃貸借です。

番号 12 番、[redacted]、[redacted]さんから、[redacted]、[redacted]さんへの賃貸借、田 12 筆、76,536 m<sup>2</sup>。117,876 円で 10 a あたり 1,500 円です。期間は 1 年間です。

以上、設定を受ける者 12 件、8 名、4 法人、設定をする者 12 件、11 名、1 法人。田 23 筆 95,873 m<sup>2</sup>、畑 134 筆 923,878 m<sup>2</sup>、計 157 筆 1,019,751 m<sup>2</sup>。以上で説明を終わります。

○議長 これより、議案第5号、番号2番から番号12番までの件について質疑に入ります。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第5号、番号2番から番号12番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第9、議案第6号、事業計画変更申請の承認についての件を議題とします。

議案第6号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは議案第6号事業計画変更の承認についてでございます。令和元年10月1日、美農委第5-3号指令により農地法第5条の規定による一時転用許可を行いました案件につきまして、事業計画の変更の承認について審議を求めるところでございます。

番号1番、申請箇所、字名■■■■、地番■■■■、1筆のうち、面積1,766㎡の案件となっております。土地所有者は、■■■■さんで、転用計画者は、■■■■さんによる■■■■の造成のための、使用貸借権による一時転用許可で、令和元年10月1日の総会において、3年間の許可をしたところでございます。このたびの事業計画の変更の申請につきましては、期間を令和6年9月30日までの2年間の延長の変更の申請でございます。変更の理由につきましては、農業振興及び観光振興と、その効果を実証することが目的として整備しましたところ、令和2年に発生しました新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、国内外からの来町者が激減したことにより、特にインバウンドも期待していたところもあり、観光客の入り込み数、売上額等による経済効果や都市と農村との交流による関係人口の創出など、当初計画していた効果を十分に実証することが出来なかったため、今回、2年間の延長という形で、変更の承認を求めるところで、今回のこういう申請が挙がってきたというものでございます。以上で説明を終わります。審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 これより、議案第6号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【はいの声】

- 議長 はい、■■■委員。
- 委員 これは延長なんですかね、新しく2年ってということなんですかね。
- 事務局 一応、今回のこの計画は前回提出されたものについての計画がコロナウイルスにより、実証結果が出せなかったということで、今回は、そのまま同じものが継続されるということの変更についての申請となります。
- 議長 ほかに質疑はありませんか。

【なしの声】

これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第6号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
以上をもちまして、令和4年第7回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 4年 8月 3日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

谷 口 学

美瑛町農業委員

打 田 佳 史